

市第90号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第8項第1号ア中「国際総合科学部及び医学部看護学科」を「医
学部医学科以外の学科」に改める。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提
案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

(上段 変更案
下段 現 行)

8 施設設備費

(1) 学部

- ア 医学部医学科以外の学科
国際総合科学部及び医学部看護学科
(7)、(4)、イ、第2号及び第3号省略)

地方独立行政法人法 (抜粋)

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときには、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。